

原子力発第24207号  
令和6年7月30日

愛媛県知事  
中村時広殿

四国電力株式会社  
取締役社長 社長執行役員  
宮本喜弘

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更に関する事前連絡について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、弊社事業につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、題記につきまして、下記のとおり安全協定第10条第1項第1号の規定に基づく事前連絡を致します。

敬 具

記

1. 変更の概要

- (1) 使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に伴う変更
- (2) 組織整備に伴う変更
- (3) 記載の適正化に伴う変更

2. 施行期日

- (1) この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。
- (2) この規定施行の際、使用済燃料乾式貯蔵施設に関連する規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づく初回の一部使用承認日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。
- (3) この規定施行の際、組織整備に伴い変更する規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。

以 上

本資料のうち、枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。

伊方発電所原子炉施設保安規定の変更前・後の比較表

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<p style="text-align: center;">第3章 保安管理体制</p> <p style="text-align: center;">第1節 組織および職務</p> <p>(保安に関する組織)</p> <p>第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。</p> <p>図4</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>図4 (続き)</p> <p>(発電所)</p> <p>※→発電所長</p> <p>発電用原子炉主任技術者 (注)</p> <p>品質保証部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証課長</li> <li>保安管理課長</li> <li>定検検査課長</li> <li>人材育成課長</li> <li>プロセス管理課長</li> </ul> <p>安全管理部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全技術課長</li> <li>原子燃料課長</li> <li>放射線・化学管理課長</li> <li>施設防護課長</li> </ul> <p>発電部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電課長</li> <li>発電課当直長</li> </ul> <p>ボイラー・タービン主任技術者 電気主任技術者</p> <p>伊方発電所安全運営委員会</p> <p>保修部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保修統括課長</li> <li>機械計画第一課長</li> <li>機械計画第二課長</li> <li>電気計画課長</li> <li>計装計画課長</li> <li><u>設備改良工事課長</u></li> </ul> <p>土木建築部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土木建築保守課長</li> <li>土木建築工事課長</li> </ul> <p>総務広報部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課長</li> </ul> <p>(注) 発電用原子炉主任技術者は、原子力本部長が選任を行う。</p>	<p>図4 (続き)</p> <p>(発電所)</p> <p>※→発電所長</p> <p>発電用原子炉主任技術者 (注)</p> <p>品質保証部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証課長</li> <li>保安管理課長</li> <li>定検検査課長</li> <li>人材育成課長</li> <li>プロセス管理課長</li> </ul> <p>安全管理部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全技術課長</li> <li>原子燃料課長</li> <li>放射線・化学管理課長</li> <li>施設防護課長</li> <li><u>核物質防護改良工事プロジェクトチームリーダー</u></li> </ul> <p>発電部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>発電課長</li> <li>発電課当直長</li> </ul> <p>ボイラー・タービン主任技術者 電気主任技術者</p> <p>伊方発電所安全運営委員会</p> <p>保修部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保修統括課長</li> <li>機械計画第一課長</li> <li>機械計画第二課長</li> <li>電気計画課長</li> <li>計装計画課長</li> <li><u>設備改良工事課長</u></li> </ul> <p>土木建築部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土木建築保守課長</li> <li>土木建築工事課長</li> </ul> <p>総務広報部長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課長</li> </ul> <p>(注) 発電用原子炉主任技術者は、原子力本部長が選任を行う。</p>	<p>備考</p> <p>組織整備に伴う変更 (以下、本頁において同じ)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 審査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関連する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>17 安全管理部長は、安全技術課長、原子燃料課長、放射線・化学管理課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（発電課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（発電課長が実施する業務を除く）および非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>19 原子燃料課長は、炉心の管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 審査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 原子力部発電管理部長（以下「発電管理部長」という。）は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子力部原子燃料サイクル部長（以下「原子燃料サイクル部長」という。）が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関連する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の保修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>17 安全管理部長は、安全技術課長、原子燃料課長、放射線・化学管理課長、<u>施設防護課長および核物質防護改良工事プロジェクトチームリーダー</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（発電課長が実施する業務を除く）、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（発電課長が実施する業務を除く）および非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>19 原子燃料課長は、炉心の管理および燃料の管理に関する業務を行う。</p>	<p>組織整備に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>21 施設防護課長は、<u>施設の出入管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>22 _____</p> <p>22 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。</p> <p>23 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>24 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り3号炉の当直長をいう。</p> <p>25 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、<u>計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>26 保修統括課長は、原子炉施設の保守、改造に関する総括業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（総務課長が実施する業務を除く）、内部漏水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、火山現象（降灰）による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>27 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保守、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。</p> <p>28 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保守、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>29 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保守、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>30 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保守、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>31 <u>設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。</u></p> <p>32 土木建築部長は、土木建築保守課長および土木建築工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>33 土木建築保守課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保守、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>34 土木建築工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の工事に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築保守課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 総務広報部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>36 総務課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務を行う。</p> <p>37 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部漏水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>38 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p> <p>39 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務ならびに有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>21 施設防護課長は、<u>管理区域、保全区域および周辺監視区域の出入管理ならびに出入管理に係る設備の保守、改造に関する業務を行う。</u></p> <p>22 <u>核物質防護改良工事プロジェクトチームリーダー（本編において、以下「各課長」を含む。）は、周辺監視区域の出入管理に係る設備の改造に関する業務（施設防護課長が実施する業務を除く。）を行う。</u></p> <p>23 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。</p> <p>24 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>25 発電課当直長（以下「当直長」という。）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り3号炉の当直長をいう。</p> <p>26 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長<u>および計装計画課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>27 保修統括課長は、原子炉施設の保守、改造に関する総括業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（総務課長が実施する業務を除く）、内部漏水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、火山現象（降灰）による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務およびその他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>28 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保守、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）および原子炉施設の運転基準に関する業務を行う。</p> <p>29 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保守、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>30 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保守、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>31 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保守、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>_____</p> <p>32 土木建築部長は、土木建築保守課長および土木建築工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>33 土木建築保守課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保守、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>34 土木建築工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の工事に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築保守課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 総務広報部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>36 総務課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務を行う。</p> <p>37 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部漏水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、その他自然災害発生時における原子炉施設の保全のための活動等、有毒ガス発生時における運転員等の防護のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>38 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p> <p>39 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p>	<p>組織整備に伴う変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的を実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(j) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項（第2編第218条の2第2項に関する事項を含む）</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>(10) その他運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第11項から第36項（第24項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 原子炉の起動および停止操作に関する事項</p> <p>(d) 巡視点検に関する事項</p> <p>(e) 異常時の措置に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的を実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(i) 誤操作の防止に関する事項</p> <p>(j) 火災発生時、内部溢水発生時、火山影響等発生時、その他自然災害発生時等および有毒ガス発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(k) 重大事故等および大規模損壊発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(c) 燃料の検査および取替に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項（第2編第218条の2第2項に関する事項を含む）</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第122条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第130条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>(10) その他運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第11項から第36項（第25項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織整備に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料の <u>貯蔵</u>)</p> <p>第97条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を <u>貯蔵する</u>場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料を使用済燃料ピットに貯蔵し、1ヶ月に1回以上、巡視点検により、貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</u></p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>(6) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</p> <p>(使用済燃料ピットの管理)</p> <p>第97条の2 原子燃料課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は、吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。</p> <p>2 各課長は、使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。</p> <p>(規定なし)</p>	<p>(使用済燃料の <u>使用済燃料ピットでの貯蔵</u>)</p> <p>第97条 原子燃料課長は、使用済燃料（以下、照射済燃料を含む）を <u>使用済燃料ピットにおいて貯蔵する</u>場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) <u>1ヶ月に1回以上の巡視点検により、1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料の貯蔵状況等に異常のないことを確認すること</u></p> <p>(2) 使用済燃料ピットの目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</p> <p>(3) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(4) 使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること 使用済燃料ピット内の燃料配置変更に係る計画を定める前に、大規模漏えい発生時においても臨界に達しないことを確認すること</p> <p>(5) 原子炉に全ての燃料が装荷されている状態で、使用済燃料ピットに1炉心以上の使用済燃料ラックの空き容量を確保すること</p> <p>(6) 使用済燃料ラックに収納することが適切でないと判断した使用済燃料については、破損燃料容器に収納する等の措置を講じること</p> <p>(使用済燃料ピットの管理)</p> <p>第97条の2 原子燃料課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用する場合は、吊荷の重量および吊上げ上限高さを管理する。</p> <p>2 各課長は、使用済燃料ピット周辺設備等の重量物について、落下防止対策を行う。</p> <p>(<u>使用済燃料の使用済燃料乾式貯蔵施設での貯蔵</u>)</p> <p>第97条の3 原子燃料課長は、<u>使用済燃料を使用済燃料乾式貯蔵施設において貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</u></p> <p>(1) <u>1号炉、2号炉および3号炉の使用済燃料を使用済燃料乾式貯蔵容器に収納し、使用済燃料乾式貯蔵容器を固定した状態で貯蔵すること</u></p> <p>(2) <u>1ヶ月に1回以上の巡視点検および3ヶ月に1回以上、使用済燃料乾式貯蔵容器の蓋間圧力、表面温度、使用済燃料乾式貯蔵建屋内雰囲気温度を確認することにより、使用済燃料乾式貯蔵容器の貯蔵状況等に異常のないことを確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じること</u></p> <p>(3) <u>使用済燃料乾式貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨および貯蔵上の注意事項を掲示すること</u></p> <p>(4) <u>使用済燃料乾式貯蔵容器において燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること</u></p>	<p>使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に伴う変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容器（以下、本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</p> <p>8 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</p>	<p>(使用済燃料の運搬)</p> <p>第98条 原子燃料課長は、使用済燃料輸送容器または使用済燃料乾式貯蔵容器（以下、本条において「容器」という。）から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおいて、使用済燃料ピットクレーンを使用する。</p> <p>2 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認し、キャスクピットにおいて、容器に収納する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器を使用すること</p> <p>(2) 使用済燃料ピットクレーンを使用すること</p> <p>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること</p> <p>(4) 収納する使用済燃料のタイプおよび冷却期間が、容器の収納条件に適合していること</p> <p>3 原子燃料課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した容器（以下、本条において「輸送物」という。）を管理区域外に運搬する場合は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 輸送物の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p> <p>(4) 車両を徐行させること</p> <p>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>(6) 輸送物および車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</p> <p>8 所長は、第4条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</p>	<p>使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に伴う変更（以下、本頁において同じ）</p>

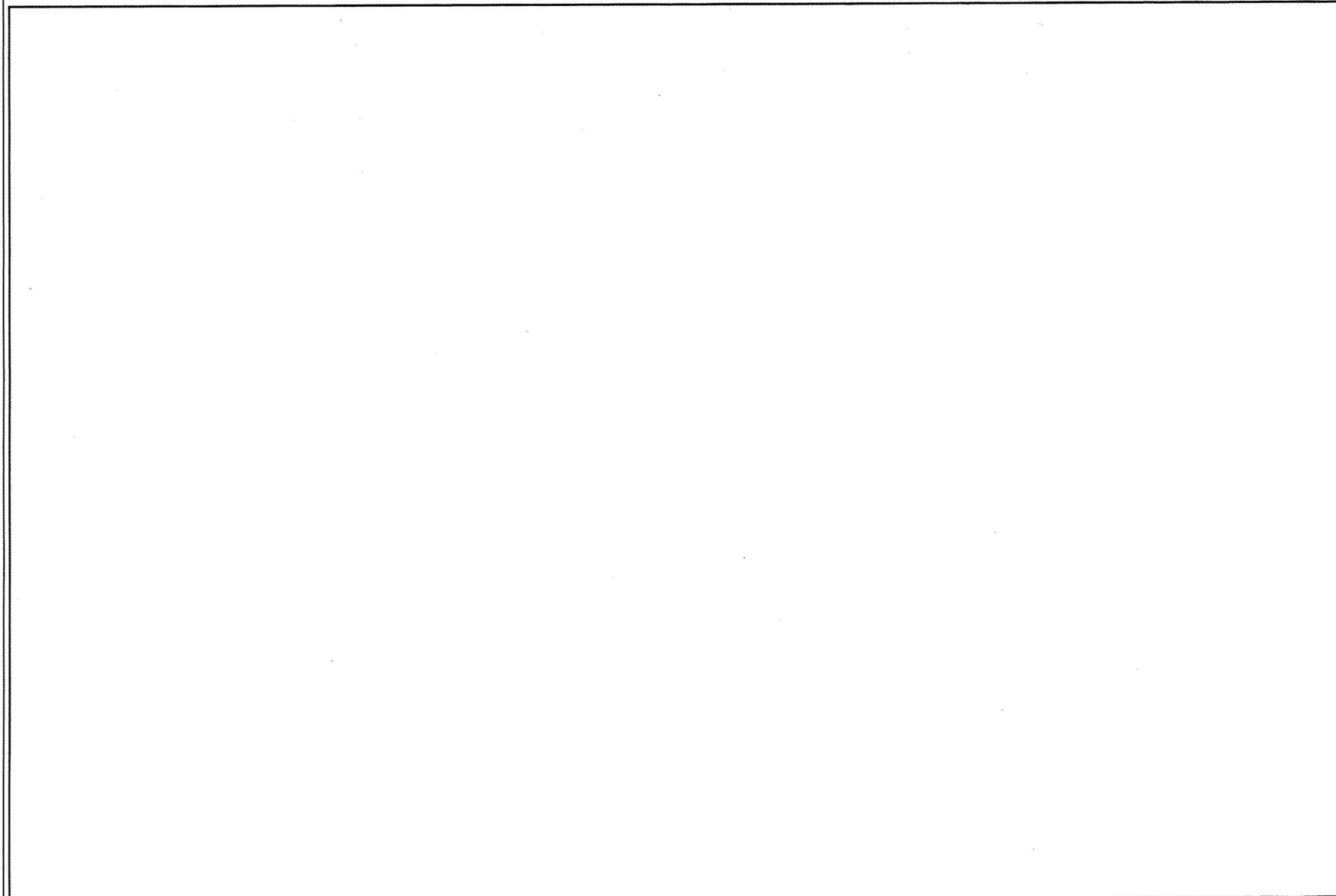
変更前	変更後	備考
<p>9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2) 気密漏えい検査</li> <li>(3) 圧力測定検査</li> <li>(4) 線量当量率検査</li> <li>(5) 未臨界検査</li> <li>(6) 温度測定検査</li> <li>(7) 吊上検査</li> <li>(8) 重量検査</li> <li>(9) 収納物検査</li> <li>(10) 表面密度検査</li> </ul> <p>10 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 外観検査</li> <li>(2) 気密漏えい検査</li> <li>(3) 圧力測定検査</li> <li>(4) 線量当量率検査</li> <li>(5) 未臨界検査</li> <li>(6) 温度測定検査</li> <li>(7) 吊上検査</li> <li>(8) 重量検査</li> <li>(9) 収納物検査</li> <li>(10) 表面密度検査</li> </ul> <p>10 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>本頁変更なし</p>



変更前	変更後	備考
<p>6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第105条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第105条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第110条 周辺監視区域は、図110に示す区域とする。</p> <p>2 施設防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>3 施設防護課長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第110条 周辺監視区域は、図110に示す区域とする。</p> <p>2 施設防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>3 施設防護課長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前



変更後	備考
	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に伴う変更

変更前	変更後	備考																																						
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第113条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表113-1および表113-2（第105条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、表113-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図113に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第113条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表113-1および表113-2（第105条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、表113-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図113に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>	<p>本頁変更なし</p>																																						
<p>表113-1</p> <table border="1" data-bbox="152 470 1048 694"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理区域内<sup>※1</sup></td> <td>外部放射線に係る線量当量率<sup>※2</sup></td> <td>毎日運転中1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度<sup>※3</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度<sup>※3</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率<sup>※4</sup></td> <td>常 時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日運転中1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 <sup>※3</sup>	1週間に1回	表面汚染密度 <sup>※3</sup>	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 <sup>※4</sup>	常 時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	<p>表113-1</p> <table border="1" data-bbox="1081 470 1977 694"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">管理区域内<sup>※1</sup></td> <td>外部放射線に係る線量当量率<sup>※2</sup></td> <td>毎日運転中1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度<sup>※3</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度<sup>※3</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率<sup>※4</sup></td> <td>常 時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日運転中1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 <sup>※3</sup>	1週間に1回	表面汚染密度 <sup>※3</sup>	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 <sup>※4</sup>	常 時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	
場 所	測定項目	測定頻度																																						
管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日運転中1回																																						
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																						
	空気中の放射性物質濃度 <sup>※3</sup>	1週間に1回																																						
	表面汚染密度 <sup>※3</sup>	1週間に1回																																						
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																						
	空気吸収線量率 <sup>※4</sup>	常 時																																						
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																						
場 所	測定項目	測定頻度																																						
管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日運転中1回																																						
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																						
	空気中の放射性物質濃度 <sup>※3</sup>	1週間に1回																																						
	表面汚染密度 <sup>※3</sup>	1週間に1回																																						
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																						
	空気吸収線量率 <sup>※4</sup>	常 時																																						
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																						
<p>※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定</p> <p>※2：エリアモニタにおいて測定する項目</p> <p>※3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。</p> <p>※4：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目</p>	<p>※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定</p> <p>※2：エリアモニタにおいて測定する項目</p> <p>※3：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。</p> <p>※4：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目</p>																																							
<p>表113-2</p> <table border="1" data-bbox="152 853 1048 1037"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕	<p>表113-2</p> <table border="1" data-bbox="1081 853 1977 1037"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕																											
場 所	測定項目	測定頻度																																						
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕																																						
場 所	測定項目	測定頻度																																						
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕																																						

変更前	変更後	備考
<p>図113</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ 空気吸収線量</li> <li>○ 空気吸収線率</li> <li>◎ 空気中の粒子状放射性物質濃度</li> <li>◐ 周辺監視区域</li> </ul>	<p>図113</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ 空気吸収線量</li> <li>○ 空気吸収線率</li> <li>◎ 空気中の粒子状放射性物質濃度</li> <li>◐ 周辺監視区域</li> </ul>	<p>記載の適正化</p>



変更前	変更後	備考
<p>図 204 (続き)</p> <p>(発電所)</p> <p>※→発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証課長</li> <li>保安管理課長</li> <li>定検検査課長</li> <li>人材育成課長</li> <li>プロセス管理課長</li> </ul> </li> <li>安全管理部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全技術課長</li> <li>原子燃料課長</li> <li>放射線・化学管理課長</li> <li>施設防護課長</li> </ul> </li> <li>発電部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電課長</li> <li>発電課当直長</li> </ul> </li> <li>保修部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>保修統括課長</li> <li>機械計画第一課長</li> <li>機械計画第二課長</li> <li>電気計画課長</li> <li>計装計画課長</li> <li>設備改良工事課長</li> </ul> </li> <li>土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>土木建築保守課長</li> <li>土木建築工事課長</li> </ul> </li> <li>廃止措置室長 <ul style="list-style-type: none"> <li>廃止措置課長</li> </ul> </li> <li>総務広報部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課長</li> </ul> </li> </ul> <p>伊方発電所安全運営委員会</p> <p>廃止措置主任者</p>	<p>図 204 (続き)</p> <p>(発電所)</p> <p>※→発電所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証課長</li> <li>保安管理課長</li> <li>定検検査課長</li> <li>人材育成課長</li> <li>プロセス管理課長</li> </ul> </li> <li>安全管理部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>安全技術課長</li> <li>原子燃料課長</li> <li>放射線・化学管理課長</li> <li>施設防護課長</li> <li>核物質防護改良工事プロジェクトチームリーダー</li> </ul> </li> <li>発電部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電課長</li> <li>発電課当直長</li> </ul> </li> <li>保修部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>保修統括課長</li> <li>機械計画第一課長</li> <li>機械計画第二課長</li> <li>電気計画課長</li> <li>計装計画課長</li> <li>設備改良工事課長</li> </ul> </li> <li>土木建築部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>土木建築保守課長</li> <li>土木建築工事課長</li> </ul> </li> <li>廃止措置室長 <ul style="list-style-type: none"> <li>廃止措置課長</li> </ul> </li> <li>総務広報部長 <ul style="list-style-type: none"> <li>総務課長</li> </ul> </li> </ul> <p>伊方発電所安全運営委員会</p> <p>廃止措置主任者</p>	<p>備考</p> <p>組織整備に伴う変更 (以下, 本頁において同じ)</p>

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 審査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の修修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>17 安全管理部長は、安全技術課長、原子燃料課長、放射線・化学管理課長および施設防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>19 原子燃料課長は、燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>21 施設防護課長は、施設の入出管理に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務)</p> <p>第205条 社長は、全社規程である「組織規程」により、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施ならびにその有効性の継続的な改善を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にするための取組みを統括する。</p> <p>2 原子力本部長は、品質保証活動（内部監査業務を除く）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>3 審査室原子力監査担当部長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門に限る）する。</p> <p>4 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務全般を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守の意識を定着させるための取組み、ならびに健全な安全文化を育成および維持するための取組みを統括（内部監査部門を除く）する。</p> <p>5 発電管理部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務（原子燃料サイクル部長が実施する業務を除く）を統括する。</p> <p>6 原子燃料サイクル部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関連する業務のうち、燃料に関する業務および廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>7 原子力保安研修所長は、原子力保安研修所が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>8 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の保安に関連する業務を統括する。</p> <p>9 資材部長は、供給者の選定に関する業務を行う。</p> <p>10 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>11 品質保証部長は、品質保証課長、保安管理課長、定検検査課長、人材育成課長およびプロセス管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>12 品質保証課長は、発電所における保安に関する品質保証活動の総括業務を行う。</p> <p>13 保安管理課長は、発電所の保安管理に関する業務を行う。</p> <p>14 定検検査課長は、定期事業者検査に関する業務ならびに定期事業者検査および原子炉施設の修修、改造作業における工程管理に関する業務を行う。</p> <p>15 人材育成課長は、保安教育の総括業務を行う。</p> <p>16 プロセス管理課長は、原子炉施設の施設管理に係る作業計画の妥当性の確認に関する業務を行う。</p> <p>17 安全管理部長は、安全技術課長、原子燃料課長、放射線・化学管理課長、施設防護課長および核物質防護改良工事プロジェクトチームリーダーの所管する業務を統括する。</p> <p>18 安全技術課長は、重大事故に至るおそれがある事故または重大事故が発生した場合（以下、「重大事故等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務および非常時の措置に関する業務を行う。</p> <p>19 原子燃料課長は、燃料の管理に関する業務を行う。</p> <p>20 放射線・化学管理課長は、放射性固体・液体・気体廃棄物管理、放射線管理および化学管理に関する業務を行う。</p> <p>21 施設防護課長は、管理区域、保全区域および周辺監視区域の入出管理ならびに入出管理に係る設備の修修、改造に関する業務を行う。</p> <p>22 核物質防護改良工事プロジェクトチームリーダー（本編において、以下「各課長」に含む。）は、周辺監視区域の入出管理に係る設備の改造に関する業務（施設防護課長が実施する業務を除く。）を行う。</p>	<p>組織整備に伴う変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>22 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。</p> <p>23 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>24 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り1号炉および2号炉の当直長をいう。</p> <p>25 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長、<u>計装計画課長および設備改良工事課長の所管する業務を統括する。</u></p> <p>26 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（総務課長が実施する業務を除く）、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>27 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>28 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>29 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>30 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>31 <u>設備改良工事課長は、原子炉施設のうち機械設備、電気設備および計装設備の改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務ならびに機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長および計装計画課長が実施する業務を除く）を行う。</u></p> <p>32 土木建築部長は、土木建築保守課長および土木建築工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>33 土木建築保守課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>34 土木建築工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の工事にに関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築保守課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>36 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。</p> <p>37 総務広報部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>38 総務課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務を行う。</p> <p>39 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事<sup>*1</sup>に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>40 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p> <p>41 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下、本編において同じ。）</p>	<p>23 発電部長は、発電課長の所管する業務を統括する。</p> <p>24 発電課長は、原子炉施設の運転に関する総括業務を行う。</p> <p>25 当直長は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。なお、本編において当直長は、特に定めのない限り1号炉および2号炉の当直長をいう。</p> <p>26 保修部長は、保修統括課長、機械計画第一課長、機械計画第二課長、電気計画課長<u>および計装計画課長</u>の所管する業務を統括する。</p> <p>27 保修統括課長は、原子炉施設の保修、改造に関する総括業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務（総務課長が実施する業務を除く）、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備および火山現象による影響が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「火山影響等発生時」という。）における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備に関する業務を行う。</p> <p>28 機械計画第一課長は、原子炉施設のうち原子炉設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>29 機械計画第二課長は、原子炉施設のうちタービン設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>30 電気計画課長は、原子炉施設のうち電気設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>31 計装計画課長は、原子炉施設のうち計装設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <hr/> <p>32 土木建築部長は、土木建築保守課長および土木建築工事課長の所管する業務を統括する。</p> <p>33 土木建築保守課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の保修、改造に関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務を除く）を行う。</p> <p>34 土木建築工事課長は、原子炉施設のうち土木・建築設備の工事にに関する業務（定検検査課長が実施する工程管理業務および土木建築保守課長が実施する業務を除く）を行う。</p> <p>35 廃止措置室長は、廃止措置課長の所管する業務を統括する。また、発電所における廃止措置に関する業務を統括する。</p> <p>36 廃止措置課長は、廃止措置管理に関する業務を行う。</p> <p>37 総務広報部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>38 総務課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動のうち初期消火活動に関する業務を行う。</p> <p>39 各課長（当直長を含む。）は、所掌業務にもとづき、廃止措置工事<sup>*1</sup>に関する業務、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動等、内部溢水発生時における原子炉施設の保全のための活動等、火山影響等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動等、大規模損壊発生時における原子炉施設の保全のための活動等、非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p> <p>40 各課長は、検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務に加え、当該検査に関する業務を実施する。</p> <p>41 各課長は、課員を指示・指導し、所管する業務を遂行する。また、各課員は各課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>※1：廃止措置工事とは、廃止措置計画に基づく、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査およびその他第319条に定める保全対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう。（以下、本編において同じ。）</p>	<p>組織整備に伴う変更（以下、本頁において同じ）</p>

変更前	変更後	備考
<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 廃止措置工事に関する事項</p> <p>(d) 安全貯蔵措置に関する事項</p> <p>(e) 巡視に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的を実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(i) 火災発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第322条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第330条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>(10) その他運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第205条第11項から第38項（第24項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(伊方発電所安全運営委員会)</p> <p>第207条 発電所に伊方発電所安全運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。 ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 廃止措置管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 運転員の構成人員に関する事項</p> <p>(b) 当直の引継方法に関する事項</p> <p>(c) 廃止措置工事に関する事項</p> <p>(d) 安全貯蔵措置に関する事項</p> <p>(e) 巡視に関する事項</p> <p>(f) 警報発生時の措置に関する事項</p> <p>(g) 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項</p> <p>(h) 定期的を実施するサーベイランスに関する事項</p> <p>(i) 火災発生時の体制の整備に関する事項</p> <p>(2) 燃料管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項</p> <p>(b) 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項</p> <p>(b) 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(c) 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項</p> <p>(d) 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項</p> <p>(4) 放射線管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(a) 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項</p> <p>(b) 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項</p> <p>(c) 保全区域に関する事項</p> <p>(d) 周辺監視区域に関する事項</p> <p>(e) 線量の評価に関する事項</p> <p>(f) 除染に関する事項</p> <p>(g) 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項</p> <p>(h) 放射線計測器類の点検・校正に関する事項</p> <p>(i) 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項</p> <p>(5) 施設管理に関する内規の制定および改正</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する内規の制定および改正（第322条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第330条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>(10) その他運営委員会で定めた事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、廃止措置主任者、第205条第11項から第38項（第25項を除く）に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>組織整備に伴う変更</p>



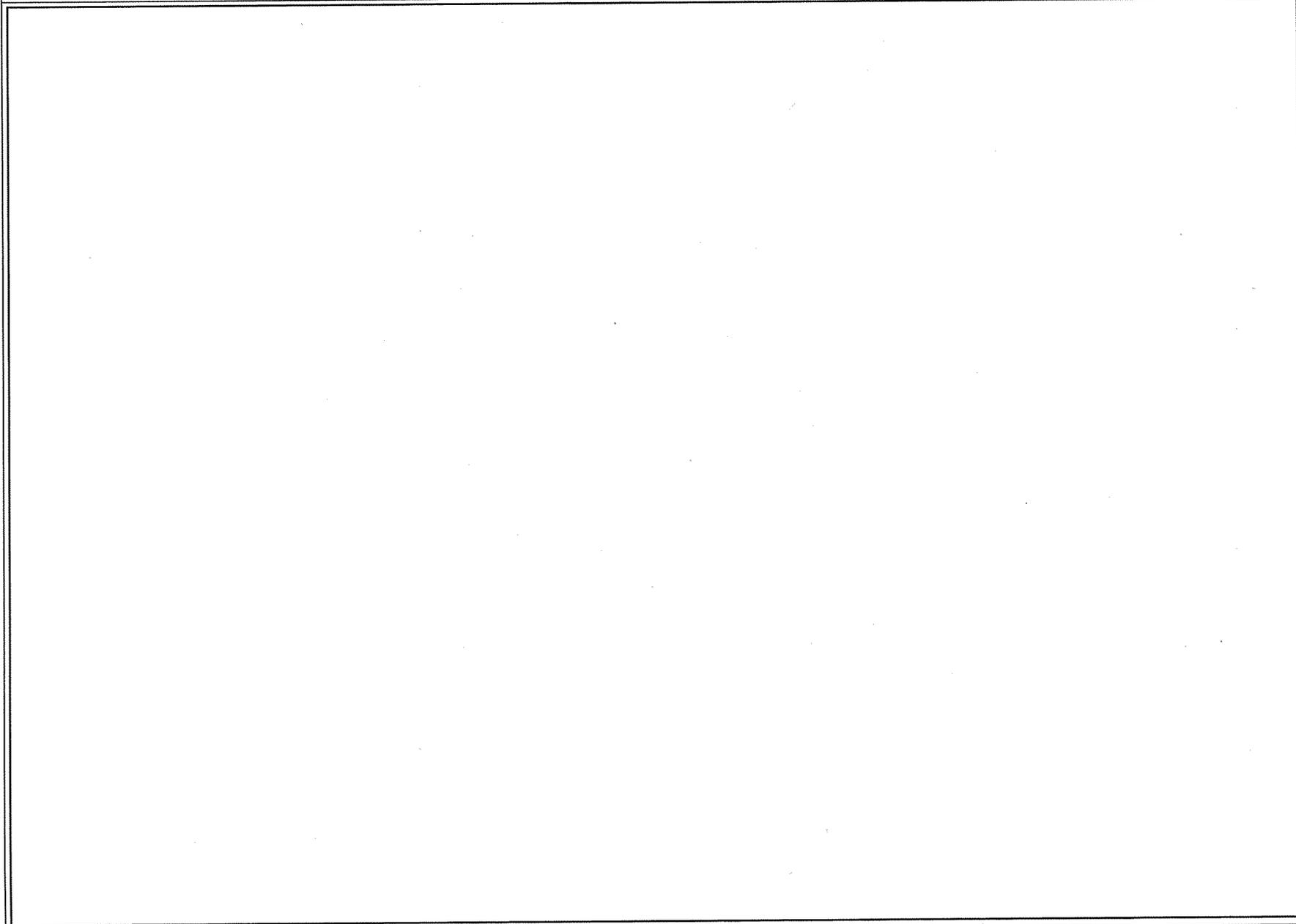
変更前	変更後	備考
<p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</p> <p>8 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</p> <p>9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査  (2) 気密漏えい検査  (3) 圧力測定検査  (4) 線量当量率検査  (5) 未臨界検査  (6) 温度測定検査  (7) 吊上検査  (8) 重量検査  (9) 収納物検査  (10) 表面密度検査</p> <p>10 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>4 放射線・化学管理課長は、第3項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないことおよび容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>5 放射線・化学管理課長は、原子燃料課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に輸送物を移動する場合は、移動前に容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>6 原子燃料課長は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するよう措置を講じる。</p> <p>7 所長は、輸送物が法令で定められた技術基準に適合するものであることを確認するための検査を統括する。</p> <p>8 所長は、第204条に定める保安に関する組織のうち、検査対象となる作業を実施する組織とは別の組織の者を、検査責任者として指名する。</p> <p>9 前項の検査責任者は、輸送物を管理区域外に運搬する場合は、輸送物が法令に定められた技術基準に適合するものであることを確認するため、次の検査を実施する。</p> <p>(1) 外観検査  (2) 気密漏えい検査  (3) 圧力測定検査  (4) 線量当量率検査  (5) 未臨界検査  (6) 温度測定検査  (7) 吊上検査  (8) 重量検査  (9) 収納物検査  (10) 表面密度検査</p> <p>10 原子燃料課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が汚染拡大防止対策および漏えい防止対策を適切に講じたうえで、人力にて運搬しドラム缶に固化材と練り混ぜて一体的に固化させ、廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、設備改良工事課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固化化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 原子燃料課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第299条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物等の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施したうえで、当該の廃棄施設等に貯蔵<sup>※1</sup>または保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液は、発電課長が固化装置でドラム缶に固化し、放射線・化学管理課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「廃棄物庫」という。）に保管する。</p> <p>(2) 強酸ドレン等は、放射線・化学管理課長が汚染拡大防止対策および漏えい防止対策を適切に講じたうえで、人力にて運搬しドラム缶に固化材と練り混ぜて一体的に固化させ、廃棄物庫に保管する。</p> <p>(3) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。脱塩塔使用済樹脂をドラム缶に固化する場合は、発電課長がセメント固化装置（1号および2号炉共用）またはセメント固化装置（1号炉、2号炉および3号炉共用）で固化し、放射線・化学管理課長が廃棄物庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替えに伴い取り外した蒸気発生器等および原子炉容器上部ふた取替えに伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、機械計画第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じたうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物の取替えに伴い取り外した炉内構造物等は、機械計画第一課長が遮へい機能を有した鋼製の保管容器に収納したうえで、放射線・化学管理課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、原子燃料課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、ドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置が講じられていることを放射線・化学管理課長が確認したうえで、廃棄物庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するにあたっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>イ 焼却する場合は、発電課長が雑固体焼却設備で焼却する。</p> <p>ロ 圧縮減容する場合は、放射線・化学管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、第1項において封入または固化化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表332-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号をつける。</p> <p>3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫における放射性固体廃棄物ならびに蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた等および炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3ヶ月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 当直長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、放射線・化学管理課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済の樹脂の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>(3) 原子燃料課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3ヶ月に1回、確認する。</p> <p>4 放射線・化学管理課長は、廃棄物庫および蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 各課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の措置を講じ、運搬前にこれらの措置の実施状況を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること</p> <p>ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定める限度を超えない場合であって、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒または転落を防止する措置を講じること</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること</p> <p>(5) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者および他の車両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること</p>	<p>組織整備に伴う変更</p>

変更前	変更後	備考
<p>(6) 車両を徐行させること</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>(6) 車両を徐行させること</p> <p>(7) 核燃料物質等の取扱いに関し、相当の知識および経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること</p> <p>6 放射線・化学管理課長は、第5項の運搬において、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 放射線・化学管理課長は、各課長が管理区域内で第305条第1項(1)に定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 放射線・化学管理課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を作成し、発電所外の廃棄に関する措置の実施状況を確認する。</p> <p>(2) 発電所外の廃棄施設の廃棄事業者へ埋設する放射性固体廃棄物に関する記録を引き渡す。</p> <p>(3) 放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄するにあたって、所長の承認を得る。</p> <p>9 放射線・化学管理課長は、発電所外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>10 放射線・化学管理課長は、運搬前に次の事項を確認する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入されていること</p> <p>(2) 法令に定める書類および物品以外のものが収納されていないこと</p> <p>11 放射線・化学管理課長は、運搬前に容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、および容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度を超えていないことを確認する。ただし、第305条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう。(以下、本条において同じ。)</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>(周辺監視区域)</p> <p>第310条 周辺監視区域は、図310に示す区域とする。</p> <p>2 施設防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。 ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>3 施設防護課長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第310条 周辺監視区域は、図310に示す区域とする。</p> <p>2 施設防護課長は、第1項の周辺監視区域境界に、柵を設けるかまたは標識を掲げる。 ただし、当該区域に立ち入るおそれのないことが明らかな場合は、この限りでない。</p> <p>3 施設防護課長は、業務上立ち入る者以外の者の立ち入りを制限する。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前



変更後	備考
	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に伴う変更

変更前	変更後	備考																																										
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第313条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表313-1および表313-2（第305条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、表313-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図313に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第313条 放射線・化学管理課長は、管理区域内において、表313-1および表313-2（第305条第1項(2)の区域内に設定した汚染のおそれのない管理区域内に限る）に定める外部放射線に係る線量当量率等の項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理区域については、この限りでない。</p> <p>2 放射線・化学管理課長は、表313-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図313に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3 放射線・化学管理課長は、第1項または第2項の測定により異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p>	<p>本頁変更なし</p>																																										
<p>表313-1</p> <table border="1" data-bbox="147 472 1043 721"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">管理区域内<sup>※1</sup></td> <td>外部放射線に係る線量当量率<sup>※2</sup></td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率<sup>※3</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度<sup>※4</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度<sup>※4</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率<sup>※5</sup></td> <td>常 時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定          ※2：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設）          ※3：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設）          ※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。          ※5：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目</p>	場 所	測定項目	測定頻度	管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日1回	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※3</sup>	1週間に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 <sup>※4</sup>	1週間に1回	表面汚染密度 <sup>※4</sup>	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 <sup>※5</sup>	常 時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	<p>表313-1</p> <table border="1" data-bbox="1077 472 1973 721"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">管理区域内<sup>※1</sup></td> <td>外部放射線に係る線量当量率<sup>※2</sup></td> <td>毎日1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量率<sup>※3</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度<sup>※4</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>表面汚染密度<sup>※4</sup></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率<sup>※5</sup></td> <td>常 時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立ち入り頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定          ※2：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設）          ※3：エリアモニタにおいて測定する項目（使用済燃料の貯蔵施設以外の施設）          ※4：汚染のおそれのない管理区域は、測定を省略することができる。          ※5：モニタリングポストおよびモニタリングステーションにおいて測定する項目</p>	場 所	測定項目	測定頻度	管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日1回	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※3</sup>	1週間に1回	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度 <sup>※4</sup>	1週間に1回	表面汚染密度 <sup>※4</sup>	1週間に1回	周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回	空気吸収線量率 <sup>※5</sup>	常 時	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回	
場 所	測定項目	測定頻度																																										
管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日1回																																										
	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※3</sup>	1週間に1回																																										
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																										
	空気中の放射性物質濃度 <sup>※4</sup>	1週間に1回																																										
	表面汚染密度 <sup>※4</sup>	1週間に1回																																										
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																										
	空気吸収線量率 <sup>※5</sup>	常 時																																										
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																										
場 所	測定項目	測定頻度																																										
管理区域内 <sup>※1</sup>	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※2</sup>	毎日1回																																										
	外部放射線に係る線量当量率 <sup>※3</sup>	1週間に1回																																										
	外部放射線に係る線量当量	1週間に1回																																										
	空気中の放射性物質濃度 <sup>※4</sup>	1週間に1回																																										
	表面汚染密度 <sup>※4</sup>	1週間に1回																																										
周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	3ヶ月に1回																																										
	空気吸収線量率 <sup>※5</sup>	常 時																																										
	空気中の粒子状放射性物質濃度	3ヶ月に1回																																										
<p>表313-2</p> <table border="1" data-bbox="147 914 1043 1078"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕	<p>表313-2</p> <table border="1" data-bbox="1077 914 1973 1078"> <thead> <tr> <th>場 所</th> <th>測定項目</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚染のおそれのない管理区域内</td> <td>表面汚染密度</td> <td>1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕</td> </tr> </tbody> </table>	場 所	測定項目	測定頻度	汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕																															
場 所	測定項目	測定頻度																																										
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕																																										
場 所	測定項目	測定頻度																																										
汚染のおそれのない管理区域内	表面汚染密度	1週間に1回 〔汚染のおそれのない管理区域が設定されている期間〕																																										

変更前	変更後	備考
<p>図313</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ 空気吸収線量</li> <li>○ 空気吸収線率</li> <li>◎ 空気中の粒子状放射性物質濃度</li> <li>◐ 周辺監視区域</li> </ul>	<p>図313</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>⊗ 空気吸収線量</li> <li>○ 空気吸収線率</li> <li>◎ 空気中の粒子状放射性物質濃度</li> <li>◐ 周辺監視区域</li> </ul>	<p>記載の適正化</p>

変更前	変更後	備考
(中略)	<p>(中略)</p> <p><u>附 則 (令和 年 月 日)</u> (施行期日)</p> <p><u>第 1 条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から10日以内に施行する。</u></p> <p><u>2 この規定施行の際、使用済燃料乾式貯蔵施設に関連する規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第17条第3号に基づく初回の一部使用承認日以降に適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p> <p><u>3 この規定施行の際、組織整備に伴い変更する規定については、原子力規制委員会の認可を受けた後、当社が定める日から適用することとし、それまでの間は従前の例による。</u></p>	<p>附則の追加</p>

変更前	変更後	備考
<p>添付2 火災，内部溢水，火山現象（降灰），            自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準            （第17条，第17条の2，第17条の2の2，            第17条の3および第17条の3の2関連）</p>	<p>添付2 火災，内部溢水，火山現象（降灰），            自然災害および有毒ガス対応に係る実施基準            （第17条，第17条の2，第17条の2の2，            第17条の3および第17条の3の2関連）</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前	変更後	備考
<p>4 地震</p> <p>保修統括課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4.1 要員の配置</p> <p>所長は、地震の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施</p> <p>地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第130条および第131条に基づき実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>4.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）、常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。）および特重施設（以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設<sup>*1</sup>の波及的影響（4つの観点<sup>*2</sup>および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。）、可搬型重大事故等対処設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する不等沈下または相対変位による影響</p> <p>イ 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設への影響</p>	<p>4 地震</p> <p>保修統括課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、次の4.1項から4.4項を含む計画を社内規定として策定し、所長の承認を得る。また、各課長は、計画に基づき、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制および手順の整備を実施する。</p> <p>4.1 要員の配置</p> <p>所長は、地震の発生により災害（原子力災害を含む。）が発生するおそれがある場合または発生した場合に備え、第120条に定める組織を整備し、原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員を配置する。</p> <p>4.2 教育訓練の実施</p> <p>地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する教育訓練については、第130条および第131条に基づき実施する。</p> <p>4.3 資機材の配備</p> <p>各課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材を配備する。</p> <p>4.4 手順書の整備</p> <p>(1) 各課長は、地震発生時における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な体制の整備として、以下の活動を実施することを社内規定に定める。</p> <p>a. 波及的影響防止に関する手順</p> <p>(a) 各課長は、波及的影響を防止するよう現場を維持するため、機器設置時の配慮事項等を定めて管理する。</p> <p>(b) 各課長は、機器・配管等の設置および点検資材等の仮設・仮置時における、耐震重要施設（耐震Sクラス施設）、常設耐震重要重大事故防止設備または常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備、常設重大事故緩和設備を含む。）および特重施設（以下、「耐震重要施設等」という。）に対する下位クラス施設<sup>*1</sup>の波及的影響（4つの観点<sup>*2</sup>および溢水・火災の観点）を防止する。</p> <p>※1：耐震BクラスおよびCクラス施設に加え、常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備が設置される重大事故等対処施設（常設耐震重要重大事故防止設備以外の常設重大事故防止設備を含む。）、可搬型重大事故等対処設備、ならびに常設重大事故防止設備および常設重大事故緩和設備のいずれにも属さない常設の重大事故等対処施設を考慮する。</p> <p>※2：4つの観点とは、以下をいう。</p> <p>ア 設置地盤および地震応答性状の相違等に起因する不等沈下または相対変位による影響</p> <p>イ 耐震重要施設等と下位クラス施設との接続部における相互影響</p> <p>ウ 建屋内における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設等への影響</p> <p>エ 建屋外における下位クラス施設の損傷、転倒および落下等による耐震重要施設への影響</p>	<p>本頁変更なし</p>





変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">添付4 管理区域図 (第104条および第105条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p>  管理区域※<sup>1</sup>   汚染のおそれのない管理区域 </p> <p>※1：第105条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p style="text-align: center;">添付4 管理区域図 (第104条および第105条関連)</p> <p>管理区域表示凡例</p> <p>  管理区域※<sup>1</sup>   汚染のおそれのない管理区域 </p> <p>※1：第105条第1項(2)に該当する管理区域を示す。ただし、管理区域全体図については、汚染のおそれのない管理区域が含まれている場合がある。</p>	<p>本頁変更なし</p>

変更前		変更後		備考
管理区域図目次		管理区域図目次		
1. 管理区域全体図	15. 3号炉 管理区域図 その6	1. 管理区域全体図	15. 3号炉 管理区域図 その6	
2. 1, 2号炉 管理区域図 その1	16. 3号炉 管理区域図 その7	2. 1, 2号炉 管理区域図 その1	16. 3号炉 管理区域図 その7	
3. 1, 2号炉 管理区域図 その2	17. 3号炉 管理区域図 その8	3. 1, 2号炉 管理区域図 その2	17. 3号炉 管理区域図 その8	
4. 1, 2号炉 管理区域図 その3	18. 3号炉 管理区域図 その9	4. 1, 2号炉 管理区域図 その3	18. 3号炉 管理区域図 その9	
5. 1, 2号炉 管理区域図 その4	19. 3号炉 管理区域図 その10	5. 1, 2号炉 管理区域図 その4	19. 3号炉 管理区域図 その10	
6. 1, 2号炉 管理区域図 その5	20. 3号炉 管理区域図 その11	6. 1, 2号炉 管理区域図 その5	20. 3号炉 管理区域図 その11	
7. 1, 2号炉 管理区域図 その6	21. 1-固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図	7. 1, 2号炉 管理区域図 その6	21. 1-固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図	
8. 1, 2号炉 管理区域図 その7	22. 2-固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図	8. 1, 2号炉 管理区域図 その7	22. 2-固体廃棄物貯蔵庫 管理区域図	
9. 1, 2号炉 管理区域図 その8	23. 雑固体焼却炉建家 管理区域図	9. 1, 2号炉 管理区域図 その8	23. 雑固体焼却炉建家 管理区域図	
10. 3号炉 管理区域図 その1	24. 雑固体処理建家 管理区域図	10. 3号炉 管理区域図 その1	24. 雑固体処理建家 管理区域図	
11. 3号炉 管理区域図 その2	25. 機材保管庫 管理区域図	11. 3号炉 管理区域図 その2	25. 機材保管庫 管理区域図	
12. 3号炉 管理区域図 その3	26. 蒸気発生器保管庫 管理区域図	12. 3号炉 管理区域図 その3	26. 蒸気発生器保管庫 管理区域図	
13. 3号炉 管理区域図 その4	<del>27. 使用済燃料乾式貯蔵建屋 管理区域図</del>	13. 3号炉 管理区域図 その4	<u>27. 使用済燃料乾式貯蔵建屋 管理区域図</u>	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に伴う変更
14. 3号炉 管理区域図 その5		14. 3号炉 管理区域図 その5		

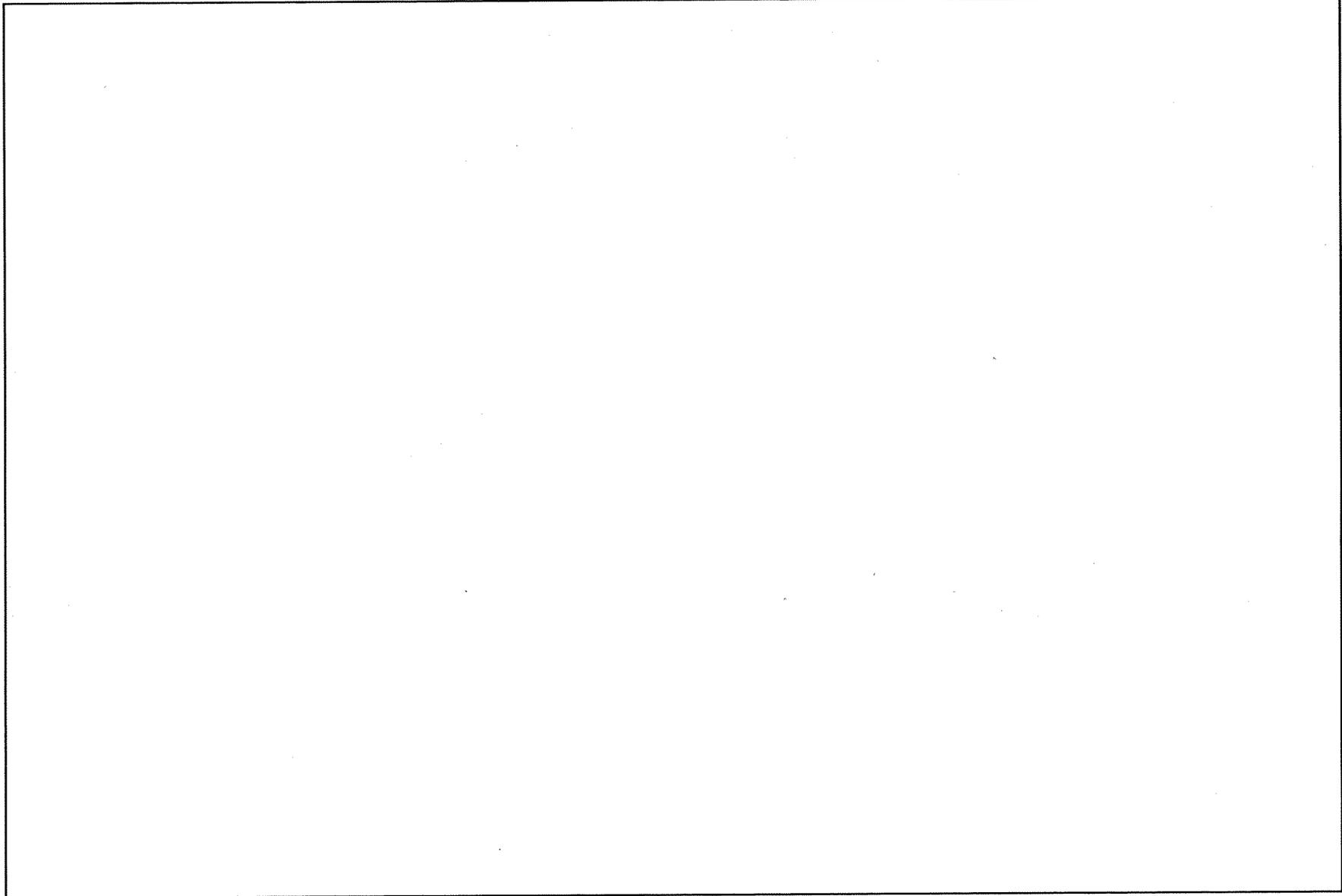
変更前

(規定なし)

変更後	備考
	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に伴う変更

変更前	変更後	備考
<p data-bbox="465 595 723 683">添付5 保全区域図 (第109条関連)</p>	<p data-bbox="1397 595 1655 683">添付5 保全区域図 (第109条関連)</p>	<p data-bbox="2004 580 2123 604">本頁変更なし</p>

変更前



変更後	備考
	使用済燃料乾式貯蔵施設の設置に伴う変更